

令和2年4月17日

保護者各位

宇治市福祉こども部長 星川 修

緊急事態宣言発令に伴う育成学級の利用自粛の要請について

日頃より、本市育成学級の運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく緊急事態宣言が全国に発令され、京都府は特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進めていく必要があるとして、「特定警戒都道府県」に指定されました。

本市育成学級については、3月3日以降の小学校臨時休業期間において、各ご家庭の協力をお願いした上で、育成学級を開設してきたところですが、児童とご家族の健康と安全を第一に考え、令和2年5月6日（水）までの間、育成学級利用の自粛を要請いたします。

なお、全ての保護者が就業の継続が必要で、なおかつ児童が低学年等で家庭で過ごすことが困難な場合など、育成学級の利用が特に必要な方に限り、各学級で感染防止に留意しながら、受け入れを行うことといたします。ご利用にあたっては下記事項にご留意くださいますようお願いいたします。

各家庭におかれましては、施設における感染予防対策や日常生活における手洗い等の感染予防に引き続きご協力下さい。

また、今後地域で感染が拡大し、育成学級において発症者が確認された場合などには、臨時休業等の必要な対策を講じることとなりますので、ご承知おき願います。

記

留意事項

- ・ 育成学級の開設時間についての変更はありません。
- ・ 1次帰宅の時間は16時を継続いたします。
- ・ 16時以降は2次帰宅となり、保護者のお迎えが必要となります。
2次帰宅についてはできるだけ17時30分までに迎えに来ていただきますようお願いいたします。
- ・ 11時以降、当日の出席児童数がゼロになった段階で、閉級とします。
閉級後は各学級の電話はつながりません。

宇治市福祉こども部こども福祉課

TEL 0774-22-3141（代表）

内線 2618・2619